

# 【申請書類の作成、提出にあたっての注意事項】

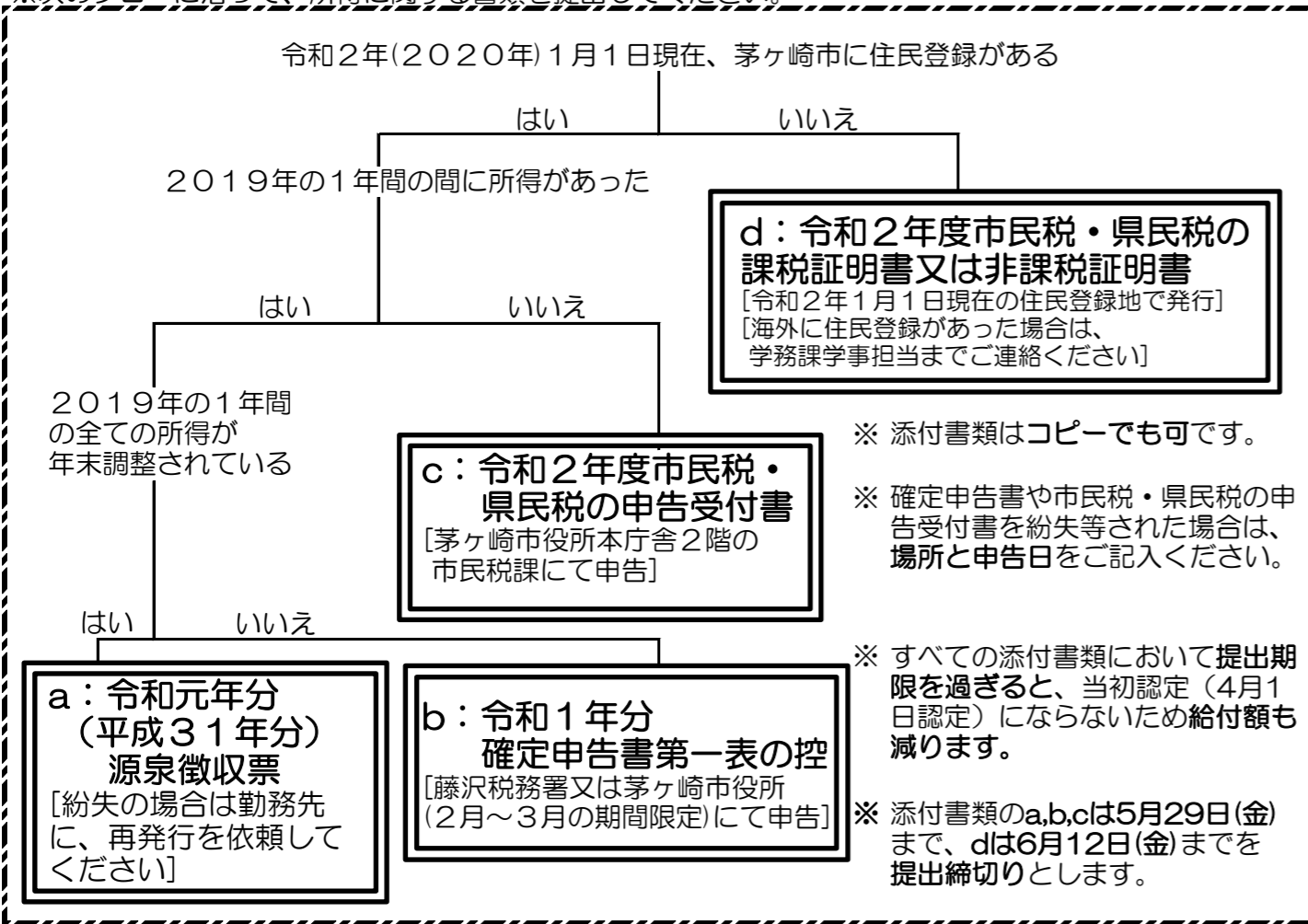
## 1 申請書類の提出について

- ① 「申請用紙」、「必要書類」は1世帯につき1部提出してください。
- ② 小学生と中学生のお子さんがいる場合は、それぞれの学校に1部ずつ提出してください。
- ③ 昨年から継続して受給を希望する場合や、令和元年10月10日から令和元年12月27日までに入学準備金の申請書を提出し認定になった方も、改めて申請が必要となります。
- ④ 書き損じた場合は、必ず二重線と訂正印で正してください。修正ペン・修正テープなどによる訂正不可です。
- ⑤ 消えるペン（フリクションペン等）での記入は不可です。ボールペンで記入してください。

## 2 所得に関する書類（必要書類）について

- ① 申請者（保護者）および所得のあった方全員の所得に関する書類が必要です。
- ② 申請者（保護者）は必ず提出してください。（前年の所得がゼロであっても提出が必要です。）
- ③ 東日本大震災又は熊本地震で被災された方は、被災が証明できる書類及び所得に関する書類の提出により審査対象となります。
- ④ 台風19号により被災された方は、被災が証明できる書類の提出により審査対象となります。

※次のフローに沿って、所得に関する書類を提出してください。



## 3 手続きの流れ

①申請書を記入し、必要書類を添付する。

②申請書及び添付書類に不備が無いことを確認し、学校へ提出する。

※結果は郵送でお知らせします。(電話等での結果のお問合せにはお答えできません)

学校への提出期限を必ず守ってください。

また、必要書類の不備・記入漏れ・訂正印の不備等、不備のある申請書は受け付けません。不備があった場合は、差し戻しまたは保留となり、審査することができません。審査開始が遅くなると、6月1日以降の認定となり、給付額が減りますのでご注意ください。

お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当 0467(82)1111(代)

# 令和2年度就学援助制度のお知らせ

茅ヶ崎市では、お子さんが茅ヶ崎市立の小・中学校に就学するにあたり、経済的理由でお困りの世帯に、学校生活でかかる費用の一部を援助しています。なお、この申請書は全児童生徒に配布しています。(生活保護を受給している世帯はこの用紙での申請の必要はありません。)

## 1 就学援助の1年間の流れ

- ※ 当初認定(4月1日認定)は5月末日までに学校を経由して教育委員会に提出されたものです。
- ※ 申請書を提出した日によって認定日が異なり、給付額も異なります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬		
就学援助の1年間の流れ(当初認定の場合)	当初認定申請期間		申請締切り		審査結果を郵送		対象者に医療券等送付		第1回目支給		(小)修学旅行費支給		第2回目支給		第3回目支給	
申請期間	← 当初認定期間		← 中途認定期間(毎月15日締切。2月のみ26日締切。)										受付なし			

- ※ 中途認定は毎月15日が締切りです。(15日が土日・祝日の場合はその前の平日までです。)
- ※ 申請書は、不備のない状態でお子さんが在学している学校に提出してください。不備がある場合は、申請を受け付けることができません。提出前に就学援助申請確認シートにて確認をお願いします。

## 2 援助の内容(次のうち該当する費目の一部)

- ① 新入学学用品費、学用・通学用品費
- ② 校外活動費(遠足への参加費など)、修学旅行費(いずれもキャンセル料は対象外)
- ③ 学校給食費  
※給食費の未納があった場合、その未納分のみ学校長の口座へ直接振り込む制度があります。任意となりますが、申請書を学校に提出する際、別紙委任状も添付してください。
- ④ 医療費(学校保健安全法に定められた疾病): う歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・白癬(ハクセン)・疥癬(カイセン)・膿痂疹(ノウカシン)、めがね購入費(検眼料と購入費)  
※6月30日までに認定され、年度当初の学校の健康診断で受診勧告を受けた方のみ対象。

## 3 対象となる年間所得額の上限の目安は、次のとおりです。

世帯人員	年間所得額の上限の目安(過去の基準額及び実績より算出)
2人	約250万円～330万円
3人	約300万円～420万円
4人	約340万円～480万円
5人	約390万円～500万円
6人	約450万円～520万円

- ① 世帯構成員の年齢、家賃の有無などによって異なります。
- ② 所得額は同居している方全員の合算金額です。
- ③ 年間所得額とは、源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」、確定申告書では「所得金額の合計」の欄の金額です。



提出期限	年	月	日	提出先
------	---	---	---	-----

# 【記入例】

- 「世帯の状況」欄の記入について  
茅ヶ崎市の就学援助制度では、住民登録上別世帯であっても同居している方、生計を同じくする方全員を世帯員としますので、「世帯の状況」欄には同居している方全員を記入してください。  
※住民登録上、同一世帯別住所（単身赴任等）・同一住所別世帯（祖父母等）を含みます。
- 「所得に関する書類」について  
申請者（保護者）と、所得のある方の分を必ず提出してください。  
申請者（保護者）で前年の所得が0の方は、c市民税・県民税申告受付書を提出してください。
- 消えるペン（フリクションペン等）での記入は不可です。必ずボールペンで記入してください。  
書き損じた場合は、二重線と訂正印（申請者のところで使用したものと同一印鑑）を押印ください。  
修正テープは不可です。

第1号様式(第3条関係)

### 令和2年度 茅ヶ崎市就学援助費受給申請書(世帯票)

学校に提出する日を記入する。  
(令和2年または2020年4月1日以降の日付)

令和2年 〇〇月 〇〇日

〒253-0000 茅ヶ崎市△△〇丁目〇  
0467(82)1111  
090(1234)5678

申請者(保護者) ちがさき 太郎 茅ヶ崎 太郎

〇 保護者  
× 児童生徒

申請者(保護者)から見た続柄を記入する。

令和元年(2019年)中に、短期間でも働いていた方は「有」(アルバイトを含む)、働いていなかった方は「無」(専業主婦等)に、〇をする。

書き損じたときは二重線と訂正印を! 修正ペンは不可です

世帯の状況	ふりがな氏名	R2.1.1の住所登録地	続柄	生年月日	性別	前年中の収入	学校名または職業・勤務先	児童生徒学年・組
1	ちがさき 太郎	市内	申請者(本人)	S 〇〇年〇月〇日	男	有	株〇〇会社	年組
2	ちがさき はなこ	市内	妻	S 〇〇年〇月〇日	女	有	商〇〇商店	年組
3	ちがさき さちこ	市内	子	S 〇〇年〇月〇日	女	有	〇〇小学校	2年3組
4	ちがさき いちろう	市内	子	H 〇〇年〇月〇日	男	有	〇〇幼稚園	年長組
5	ちがさき ゆうこ	市内	子	R 〇〇年〇月〇日	女	有	未就学児	年組
6	えぼし はるお	市内	父	S 〇〇年〇月〇日	男	有	株〇〇商事	年組
7	えぼし なつこ	市内	母	S 〇〇年〇月〇日	女	無	主婦	年組
8		市内						
9		市内						

# 【記入例】

第1号様式-2(第3条関係)

### 令和2年度 茅ヶ崎市

親 福祉医療証 をお持ちの方は 「持っている」に〇  
乳 福祉医療証 をお持ちの方は 「持っていない」に〇  
(医療証の左上をご確認ください。)

持家で住宅ローンを支払っている場合は1に〇をする。

1 持家(同居を含む) 2 借家・アパート等(月額 59,800 円)

所得に関する書類を忘れずにホッチキスで添付する。

申請者は必ず所得に関する書類を提出する。前年の所得が0の場合はcを添付する。

書 類	提出締切り	書 類	提出締切り
□a 令和元年分(平成31年分)源泉徴収票	令和2年5月29日(金)	□d (住民登録地で発行)	令和2年6月12日(金)

所得に関する書類

□b 所得に関する書類が揃っていない場合や、課税又は非課税証明書(d)を提出する場合も申請書のみ先に提出してください。【申請書締め切り 5月29日(金)】

□c 県民税の申告受付書

書類が揃い次第提出してください。【a・b・cの締め切り 5月29日(金)】

書類が取得でき次第提出してください。【dの締め切り 6月12日(金)】

□座振込を希望する場合は通帳のコピーをホッチキスで添付する。

申請者と同じ名前にしてください。例：申請者が父で振込口座が母は×

えぼし 銀行 茅ヶ崎 支店

口座番号(7桁)右詰め 1 2 3 4 5 6 7

口座名義人 申請者名義の口座に限りカタカナで記入 チガサキ タロウ

● 申請書はお子さんが在学している学校に提出してください。(小学生と中学生のお子さんがある場合は、それぞれの学校に1部ずつ提出してください。)

● 申請書を作成するにあたり不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当 0467(82)1111(代)

ホッチキスで 所得に関する書類 及び 通帳のコピー を添付してください。